

四日市都市計画地区計画の変更 (朝日町決定)

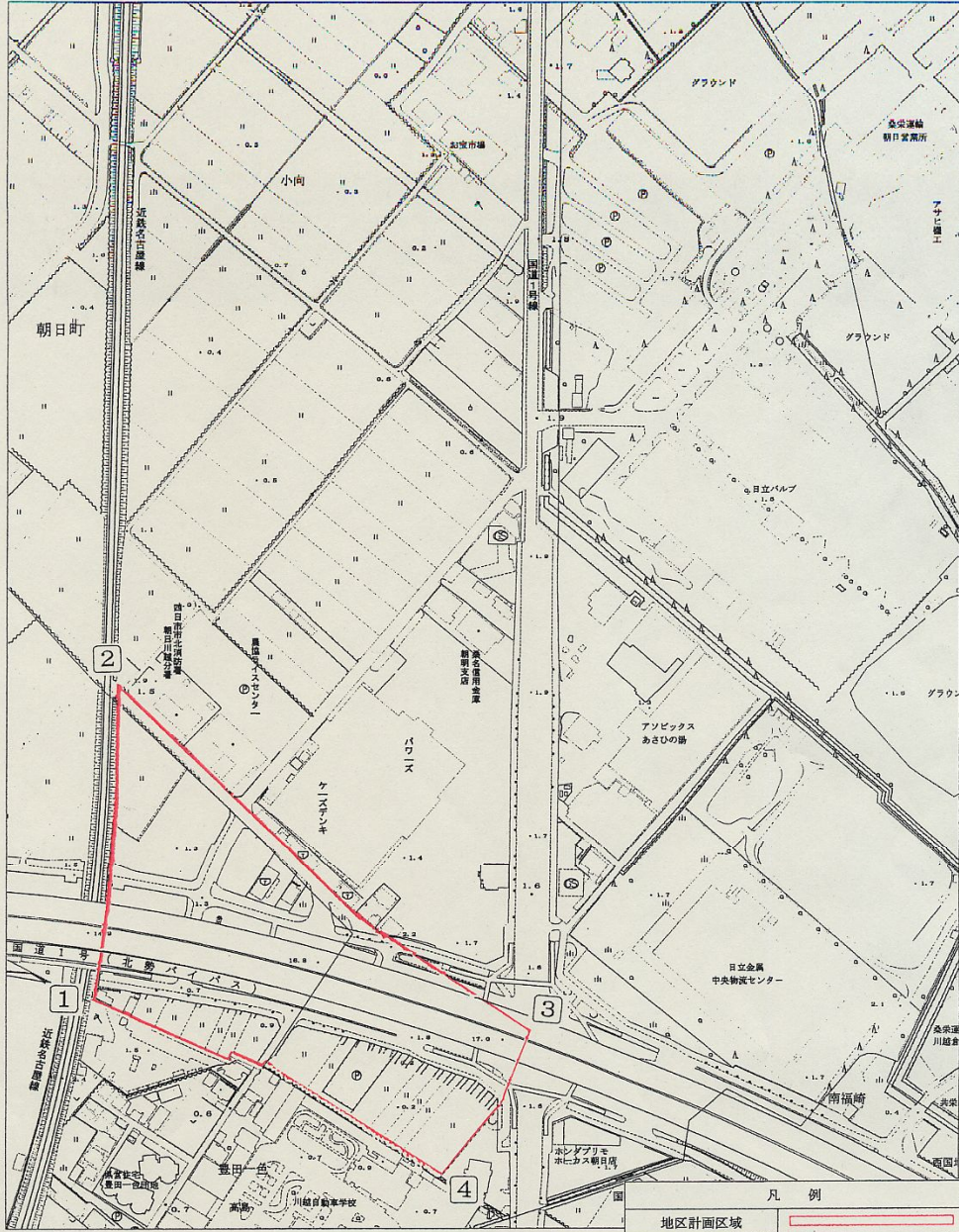
四日市都市計画小向地区計画を次のように変更する。

名	称	小向地区 地区計画
位	置	三重郡朝日町大字小向字御田、白部子、七反田、長割地区 三重郡朝日町大字柿字三ノ坪地区
面	積	約13.2ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地域は、町の東南部に位置し、国道1号線を利用した沿道型の商業施設や業務施設の形成を目指してきた地区である。</p> <p>今後も、商業地としての誘導と商業の利便性の向上を図りつつ、地区の狭小化による建築物の過密化、用途の混在による環境悪化等の防止を行うことにより、適正かつ合理的な土地利用を行い、良好な都市環境を形成、保持、保全することを目標とする。</p> <p>また、北勢バイパスの開通により袋小路となった地域は、工業的都市施設として充実を図るため、良好な工業環境の育成を目指す。</p>
	土地利用の方針	<p>当地区を商業地と工場地とに分離し、工場地は近隣商業・住宅への影響を配慮に入れ、秩序ある土地利用を誘導し、良好な環境を保持する。また、商業地は沿道的・広域的な土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>商業地・工業地としての土地の合理的かつ健全な利用を促進するため地区道路を整備する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>良好な商業地・工業地を創出し保持するため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度の制限を行う。</p>

地区施設の配置 及び規模	道路	地区道路 幅員8m、3路線、延長660.0m 計画図に表示するとおりとする。		
		地区の区分	区分の名称	商業地区
	地区の区分	区分の面積	約9.2ha	約4.0ha
	建築物に 関する 事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	次に掲げる建築物は、建築してはならない。
			1 建築基準法別表第2(イ)項1号、3号から6号及び9号に掲げるもの	1 建築基準法別表第2(イ)項1号及び3号から9号に掲げるもの
			2 建築基準法別表第2(ハ)項2号、4号及び7号に掲げるもの 3 建築基準法別表第2(ニ)項5号及び6号に掲げるもの 4 建築基準法別表第2(ト)項2号から4号に掲げるもの 5 建築基準法別表第2(チ)項2号及び3号に掲げるもの 6 建築基準法別表第2(リ)項2号から4号に掲げるもの	2 建築基準法別表第2(ロ)項2号及び3号に掲げるもの 3 建築基準法別表第2(ハ)項2号から5号及び7号に掲げるもの 4 建築基準法別表第2(ニ)項3号、4号及び6号に掲げるもの 5 建築基準法別表第2(ホ)項2号及び3号に掲げるもの 6 建築基準法別表第2(ヘ)項3号に掲げるもの 7 建築基準法別表第2(チ)項2号及び3号に掲げるもの
敷地面積の最低限度	200㎡			
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は1.0m以上でなければならない。			
備考	地区施設の配置については、計画図表示のとおりである。			

工業地区位置図

工業地区

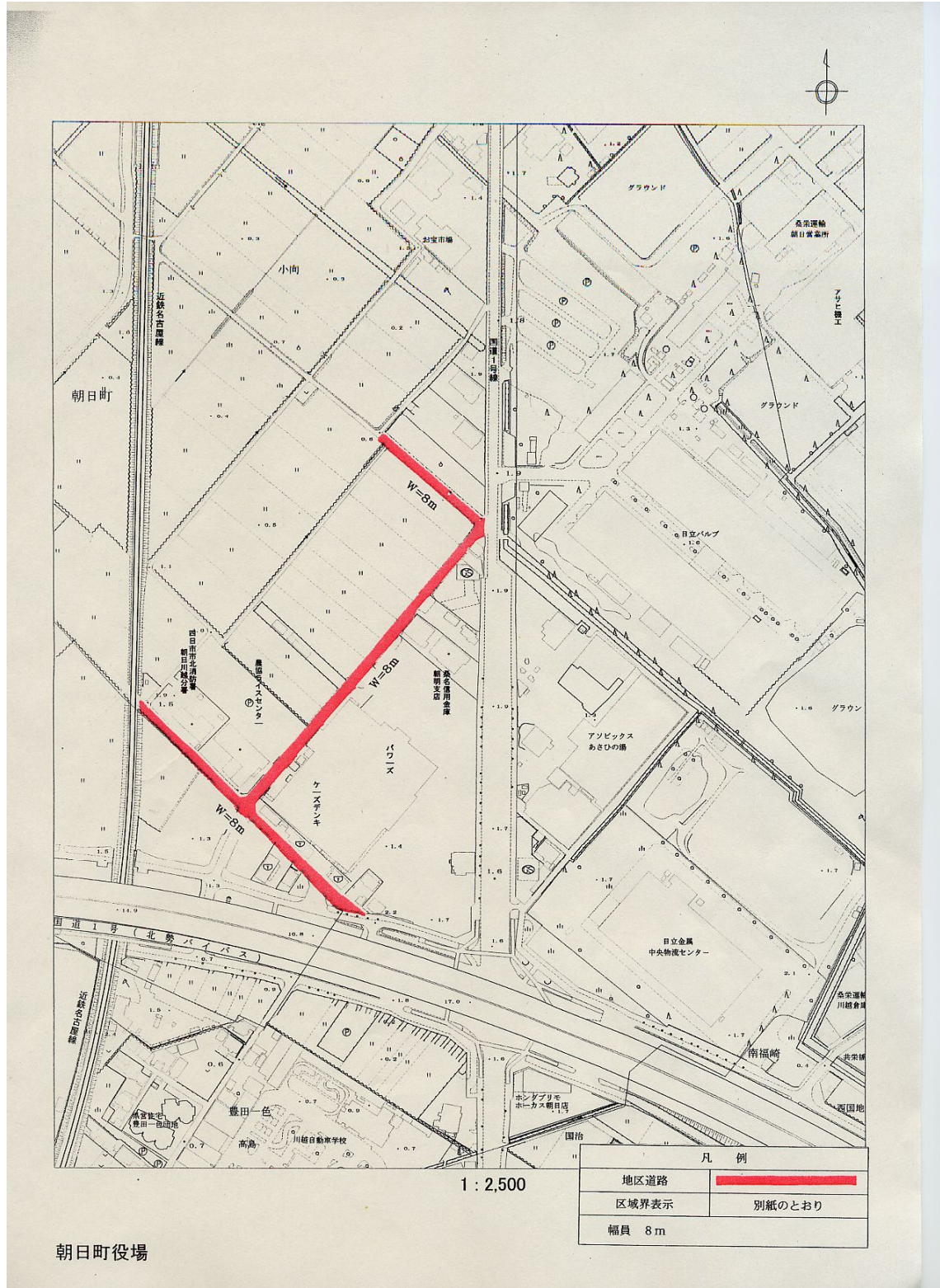


1 : 2,500

凡 例	
地区計画区域	
地点表示	① - ② - ③
区域界表示	別紙のとおり

朝日町役場

地区道路位置図



朝日町役場